

姫路市教育委員会会議録（令和８年７月）

○ 日 時 令和８年７月２３日（木）午後２時から

○ 場 所 教育委員会会議室

○ 開 会（午後２時）

日程第１ 会議録署名委員の指名等

日程第２ 会期の決定

日程第３ 議事

議案第１４号 審査請求に対する裁決について

議案第１５号 職員に対する処分について

議案第１６号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書について

議案第１７号 令和９年度使用姫路市立学校用教科用図書の採択について

日程第４ 報告

１ 令和８年第２回市議会定例会での審議結果等について

２ 姫路市青少年問題協議会委員の委嘱について

日程第５ 次回委員会開催日時等

日程第６ その他

○ 出席者（委員）久保田教育長、森下委員、山下委員、三木委員、岡委員

（事務局）高橋教育次長、角倉教育次長、濱田教育総務部長、

藤保教育企画室長、砂山生涯学習部長、南原総合教育センター所長、

藤岡総務課長、加野学校施設課長、小林学校施設課主幹、

川嶋教育企画室主幹、藏見教育企画室主幹、小野教育企画室主幹、

柳田教職員課長、中尾学校指導課長、上野健康教育課長、

牛尾健康教育課主幹、中安人権教育課長、古林教育研修課長、

儀武生涯学習課長、沼田文化財課長、志水姫路科学館長、

幸田城郭研究室長、友定城内図書館長、森埋蔵文化財センター課長補佐

（書記）杉本総務課係長、馬場総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会を開催いたします。
- 出席者数は、定足数に達していますので、委員会は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
本日の会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により岡委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。
- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委 員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって、提案のとおりといたします。
- それでは、日程第3 議事 及び日程第4 報告 に入りたいと思いますが、議事に先立ち、議案及び報告事項の公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。
- 議案第14号は会議規則第15条第5号に規定する審査請求に関する事件に該当し、議案第15号は同条第1号に規定する「教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件」に該当し、議案第16号は同条第6号に規定する公開が不適当な事件に該当するため、非公開にすることが適当であると考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委 員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第14号から第16号までは非公開と決定します。
- 会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

- 次に、
議案第17号 令和9年度使用 姫路市立学校用教科用図書の採択について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (学校指導課長 議案第17号について説明)

以降の説明で、小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程を含めております。

令和9年度使用小学校用教科用図書一覧です。小学校用教科用図書につきましては、令和5年度に採択替えを行っております。「姫路市立学校用教科用図書採択方針」にあります「1 採択に関する基本方針(6)」により、令和9年度は、現在使用している教科書と同一のものを採択するとなっております。

教育長

- それでは、令和9年度使用の小学校用教科用図書は、現在使用しているものを引き続き採択することよろしいですか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。引き続き中学校についての説明を、事務局からお願いします。

(事務局)

- (学校指導課長 説明)

令和9年度使用中学校用教科用図書について説明いたします。中学校用教科用図書につきましては、令和6年度に採択替えを行っております。採択方針の「1 採択に関する基本方針(7)」により、令和9年度は、現在使用している教科書と同一のものを採択するとなっております。

教育長

- それでは、令和9年度使用の中学校用教科用図書は、現在使用しているものを引き続き採択することよろしいですか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。引き続き一般図書についての説明を、事務局からお願いします。

(事務局)

- (学校指導課長 説明)

この後審議していただく、各学校から申請のあった一般図書の一部を並べております。あわせて各高等学校が新たに使用したい教科書を並べておりますので、ご覧いただく時間をとっていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

教育長

- 事務局から、次に採択する一般図書と高校の教科書の閲覧について提案がありましたので、時間を取りたいと思います。

[図書を閲覧]

(事務局)

- (学校指導課長 説明)

令和9年度使用文部科学省著作教科書について説明します。文部科学省著作教科書（知的障害者用 通称☆印本）は、文部科学省が代表著作者です。この教科書は、特別支援学校及び特別支援学級に在籍する児童生徒が使用することができる教科書になっており、毎年採択を行う必要があります。全ての☆印本が使用できますように採択をお願いします。

教育長

○ 各委員の方、ご意見、ご質問をお願いします。

教育長

○ 文部科学省の著作本であり、各教科1種しかないので、全て採択してはどうでしょうか。原案どおり採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

（委員）

〔 挙 手 〕

教育長

○ 全員賛成と認め、原案どおり採択といたします。引き続き、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

○ （学校指導課長 説明）

各学校から申請のあった学校教育法附則第9条による一般図書について、審議をお願いいたします。特別支援学級設置学校長及び書写養護学校長からの申請書を一覧にしたものです。選定については、保護者の意見を参考にして、各学校で学級担任、特別支援コーディネーターの先生方が児童生徒一人一人の障害の程度に合わせて検討し、校長が申請しております。

教育長

○ 各委員の方、ご意見、ご質問をお願いします。

（問）

一般図書の国語について、第1学年は選定されていませんが、それは従来のものを使うということなののでしょうか、それとも独自手配をするということなののでしょうか。

（答）

文部科学省の検定本、☆印本、一般図書のいずれか1種類を使用するということになっており、重複しての受給はできません。書写養護学校は、第1学年においては、来年度も☆印本を使用する見込みで申請しております。

教育長

○ 各学校で一人一人の障害の程度に合わせて選定しているということであり、申請どおり採択してはいかがでしょうか。原案どおり採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

（委員）

〔 挙 手 〕

教育長

○ 全員賛成と認め、原案どおり採択といたします。引き続き、事務局から説明を

お願いします。

(事務局)

○ (南原育成支援課長 説明)

令和9年度使用検定教科書の「視覚障害者用の拡大教科書、点字教科書」の給与につきまして、先ほど採択されました全ての小、中学校用教科書について、拡大教科書と点字教科書の採択をお願いいたします。この種の教科書については、必要とする児童生徒が、いつ姫路市の学校へ転入してきても対応できるように、また、姫路市の子供が、そのような本を必要とした場合にも速やかに対応できるように、全ての学年において使用できるよう採択をお願いいたします。

教育長

○ 各委員の方、ご意見、ご質問をお願いします。

教育長

○ 質問もないようですので、事務局の原案どおり、採択してはどうでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、原案どおり採択することとします。引き続き、事務局から高等学校について説明をお願いします。

(事務局)

○ (学校指導課長 説明)

最後に、市立高等学校及び市立特別支援学校高等部の教科書採択について説明いたします。高等学校につきましては、各学校が科目ごとに文部科学省検定済教科書について、調査研究資料を作成し、その資料を基に、校内で組織した選定委員会で協議検討し、選定した教科書を教育委員会へ申請する形をとっております。各校とも、新たに採択したい教科書を含め、来年度使用したい教科書を記載しています。前年度から引き続き使用する教科書については、学校ごとに、「以下は、継続使用の教科書で、需要表A表対象外のもの」という欄に記載しています。新たに採択したい教科書は、姫路高校1冊、琴丘高校0冊、飾磨高校0冊、姫路市立高校19冊、書写養護学校0冊となっており、選定理由の欄に黒い丸印を付しております。全て、現行の学習指導要領に基づいた検定本からの選定となります。以上、市立高等学校及び書写養護学校高等部の教科書の採択についてご審議をお願いいたします。

教育長

○ 原案どおり採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、原案どおり採択することとします。

教育長	○ 以上で、教科書の採択は全て終了しました。 事務局から加えて何かありますか。
(事務局)	○ ご審議いただきありがとうございました。
教育長	○ 次に、 報告事項の1 令和8年第2回市議会定例会での審議結果等について 事務局からこの件について説明してください。
(事務局)	○ (総務課長 報告事項の1について説明) 「1 会期」は、令和8年6月3日から26日までの24日間で開催されました。 「2 議案及び審議結果」でございますが、教育委員会関係分につきましては、 全て原案のとおり可決又は同意されました。なお、議案第64号は4月21日開催 の定例教育委員会において、議案第74号は5月21日開催の定例教育委員会にお いて、それぞれ意見の申出に係る承認をいただいたもの、議案第68号、第69号、 第79号及び第80号は、6月25日開催の定例教育委員会において、臨時代理に 係る承認をいただいたものでございます。 「3 質疑・質問」でございますが、6月11日、12日及び15日に15人の議 員から個人質疑・質問が行われ、うち、教育委員会に対しては9人の議員から、 17項目の質疑・質問があり、答弁いたしました。 6月11日には、姫路無所属の会の神頭敬介議員、志政会の西村しのぶ議員、 市民クラブの常盤真功議員から質疑・質問がありました。 神頭議員からは、「スクールバスの安全運行」について質問がありました。本 市が現在運行しているスクールバスは、道路運送法に基づく特定旅客自動車運送 事業の許可を受けた事業者に行管理業務を委託している。運行にあたっては、 法令に基づき、受託事業者に行管理者の配置、運転者の健康状態の確認や安全 教育、車両点検などが義務付けられており、定期的な実施報告を通じて、厳格な 安全管理を行っている。事故発生時の対応については、安全管理マニュアルを定 め、事業者と市が連携し、迅速・適切に対応する体制を整えている。今後、新た にスクールバスを運行する場合においても、受託事業者等と連携しながら、児童 生徒の安全を最優先に、安全管理の徹底に努めていきたい、と答弁いたしました。 西村議員からは、「市民の健康と安全な生活環境について」質問がありました。 「香害問題と学校における配慮」につきましては、近年では、教育委員会に令和 2年及び令和3年に各1件の相談があり、市内に化学物質過敏症の児童生徒が在 籍しているものと認識している。兵庫県の通知に基づき、各学校へポスターを配 布するとともに、香害問題に関する県ホームページの周知を図るなど、啓発に努 めている、と答弁いたしました。 常盤議員からは、「情報に強くなる教育について」及び「学校給食の充実につ いて」、質問がありました。このうち、「情報モラル」につきましては、教育活動 全体を通じて情報活用能力を育成しており、メタバースを活用したり、動画教材

を整備したりしている。家庭教育の支援については、親子での動画教材視聴や、学校だより等での呼びかけ、PTA による保護者向けの講座などを行っており、今後も、学校と家庭の両輪で、市長部局と連携した情報教育を進めていく、と答弁いたしました。

6 月 12 日には、公明党の川島淳良議員、新生ひめじの東影昭議員、無所属の高見千咲議員から個人質疑・質問がありました。

川島議員からは、「義務教育のさらなる無償化について」、「理科実験中における事故について」及び「熱中症対策について」質問がありました。このうち、「通学時の熱中症対策」につきましては、ネッククーラーやサンシェードに加え、冷却タオルや日傘の活用を推奨し、荷物の軽量化等による登下校時の負担軽減を進めるよう市立学校園に通知し、各学校園において対応している。また、ネッククーラー利用促進のための冷凍庫設置については、設置場所や維持管理、台数確保など多くの課題があるため、現時点で設置は難しいが、熱中症対策は喫緊の課題であり、様々な対策を組み合わせながら、引き続き対応していきたい、と答弁いたしました。

東影議員からは、「姫路市立小中学校適正規模・適正配置について」、「古井家住宅（千年家）について」及び「佐野邸の活用策について」質問がありました。このうち、「統合に伴う児童の心理的な負担を軽減するための交流事業実施」につきましては、今年度、「学び舎ひとつプロジェクト」として交流事業のための予算を措置し、各学校では合同授業や校外学習、給食交流などの対面交流のほか、Web を活用したオンライン交流を計画している。既に交通安全教室やエコパークあぼしでの体験活動を合同で実施した学校もあり、交流事業を通して児童の不安を取り除き、スムーズに新しい学校生活に入っていけるように努めていく、と答弁いたしました。

高見議員からは、「姫カツにおける日本版 DBS 対応の方針について」及び「学習プラットフォーム及びオンライン学習について」質問がありました。このうち、「姫カツクラブにおける日本版 DBS 対応」について、姫カツクラブにつきましては、「こども性暴力防止法」に基づく認定対象に該当するため、同法施行後には一括で認定申請することとしており、性犯罪歴の確認への同意を指導者登録の必須要件としている。また、姫カツ連携活動については、認定基準を満たしているか団体ごとの判断が必要であるため、現在、認定取得の周知を行っており、認定基準を満たすにもかかわらず申請しない場合は、登録抹消等も含めた厳正な対応を検討する。さらに今年度、各クラブの様々な情報が確認できる「学びのマッチングプラットフォーム」を構築し、加入の判断材料としてもらうよう取り組んでいく、と答弁いたしました。

6 月 15 日には、日本維新の会の下林崇史議員、姫路無所属の会の妻鹿幸二議員、市民クラブの山口悟議員から質疑・質問がありました。

下林議員からは、「安富町の古井家住宅（千年家）、民家で初の国宝指定について」質問がありました。古井家住宅の保存修理につきましては、文化庁と協議しながら、耐震対策などを計画的に実施し、また、今後の管理運営については、文

化財としての価値を損なうことのないよう、引き続き適正な管理に努めるとともに、当時の生活や文化を体験・学習できるなど、新たな価値の創造に向け、千年家管理組合や地元自治会とともに協議を重ねながら、持続可能な管理運営体制となるよう検討したい、と答弁いたしました。

妻鹿議員からは、「(仮称) 荒川南小学校整備事業の進め方について」質問がありました。本事業については、令和6年度から基本設計・実施設計を行ってきたが、近年の物価高騰等による建設工事費の上昇の影響等により事業費の削減が課題となった。一方、設計業務と並行して、「姫路市における今後の小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」を検討する中で、荒川小学校の児童数の推計は2030年代をピークにその後は大きな増減がみられない状況が続くことが判明した。本事業の推進に当たっては、事業費や学校規模について、確認し得るデータをもって判断を行ってきたが、教育委員会内での情報共有が不十分であり、結果として、実施設計に至った段階で計画を変更せざるを得なくなったことについては、反省すべきであると考えている。今後、市立高校の新校舎整備など大規模事業が控えていることから、関係部局との情報共有をより一層密にするとともに、人口減少社会において求められる学校施設について研究するなど、本件を今後の整備事業に生かしていきたい、と答弁いたしました。

山口議員からは、「通学路における防犯体制の強化について」、「産業振興とGXの推進について」及び「児童生徒輸送用バスの安全管理について」質問がありました。このうち「デジタル技術を活用した見守り体制の構築」につきましましては、通学路における児童の安全確保の観点において、有効な方策であると認識しており、現在、民間事業者が提供する登下校時の保護者への位置情報通知や、緊急時に位置情報履歴を警察と共有できるサービスの導入を検討している。見守りシステムの導入も含めた、通学路の安全対策のさらなる充実を図っていききたい、と答弁いたしました。

次に、「4 文教・子育て委員会について」でございますが、6月17日に付託議案審査等のため、文教・子育て委員会が開催されました。主な審議内容につきましては、委員長口頭報告事項のとおり、(仮称) 姫路市立荒川南小学校新築工事における請負契約の締結に関しては、適時、適切かつ丁寧に議会への説明責任を果たすよう強く求めるとともに、開校が遅れることのないよう努められたい。動産の購入に関しては、移動ニーズを的確に把握した上でよりよいスクールバスの活用を行うことで、当該地域における移動手段を確保し、地域全体の活性化に努められたい。との意見がございました。

教育長

○ この件について各委員は質疑を願います。

(問)

スクールバスについて、置き去り防止装置などの導入の予定はありますか。

(答)

オプションにはなりますが、置き去り防止装置を付けるように要求しております。

(問)	車種は何ですか。
(答)	通常のマイクロバスです。
教育長	○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれです承したいと思います。
教育長	○ 次に、 報告事項の2 姫路市青少年問題協議会委員の委嘱について 事務局からこの件について説明してください。
(事務局)	○ (生涯学習課長 報告事項の2について説明) 姫路市青少年問題協議会は、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査、審議し、適切な実施を期するため必要な関係行政機関相互の連絡調整を図るため設置されております。 本件につきましては、委員14名のうち12名について、任期の満了及び選出区分における役職の異動等があったことに伴い、新たに委嘱を行うもので、各委員の職名等につきましては、委員名簿のとおりでございます。 任期としましては、令和8年7月11日から令和10年7月10日までとなります。このうち、関係行政機関については、任期の定めはございません。 また、姫路市男女共同参画推進条例第14条では、附属機関の男女それぞれの構成員の数がその総数の10分の4以上となるよう努めると規定されておりますが、委員14名のうち女性は7名で、本協議会における女性比率は50.0%となり目標比率に達しております。
教育長	○ この件について各委員は質疑を願います。
教育長	○ それでは、特に意見等もないようですので、報告事項の2についてはこれです承したいと思います。
教育長	・・・[非公開案件の審議]・・・
(事務局)	○ 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。 事務局より説明してください。
	○ 次回の定例教育委員会を、8月25日火曜日の午後2時に開催していただきたい と思います。
(委員)	○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、8月25日火曜日の午後2

教育長	時に開催することに御異議ございませんか。 〔異議なしの声あり〕
教育長	○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、8月25日火曜日の午後2時に開催することといたします。
(事務局)	○ 以上で、本日の案件は全て終了しました。 ○ それでは、日程第6 その他に入りたいと思います。 ○ 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。
教育長	〔特になし〕 ○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。
○ 散	会（午後3時52分）